

一般社団法人 福島市観光コンベンション協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島市観光コンベンション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市栄町1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福島市の観光推進の中核組織として、市民、行政及び関係諸団体との未来志向な連携のもと、有形無形の地域資源や多様な人材を活かした事業を通じて、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現と観光誘客を含む関係人口の拡大による地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外対象市場への未来志向なブランディングプロモーション
- (2) 観光誘客を含む横断的な関係人口拡大
- (3) 高志、自立的な人材育成
- (4) 観光誘客を含む関係人口拡大環境の整備及び観光まちづくり活動の支援
- (5) 観光誘客を含む横断的な関係人口拡大の為のマーケティング分析、戦略立案、執行
- (6) コンベンションの誘致
- (7) 特産品の育成・支援及び地域ブランドの構築
- (8) 特産品の普及宣伝及び販売
- (9) 国及び地方公共団体等との連携体制の構築
- (10) 経済団体等との連携体制の構築
- (11) 観光関連団体等との連携体制の構築
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 観光施設、宿泊施設等のバリアフリーに関する事業
- (14) 高齢者、障がい者等への支援事業
- (15) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人、法人及び団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費の納入猶予等)

第10条 災害その他やむを得ない事情により、会費等の支払いが困難な会員については、理事会の決議によって支払いを免除、または、一定の支払猶予期間を設けることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 第10条の支払い義務を6か月以上履行しなかったとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散し、退会届が提出されないとき。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(議決事項)

第14条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
- (2) 毎事業年度の事業報告及び収支決算
- (3) その他会長が必要と認めた重要事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は出席会員に議決権の行使を委任することができる。

2 前条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって決議し、又は決議を委任した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の種別)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名以上20名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 3名以内
- (6) 顧問 若干名

2 前項の規定のほか、必要に応じ、常務理事を置くことができる。

3 第1項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項及び第2項の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事並びに顧問は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事並びに顧問は、相互に兼ねることはできない。

4 特定の理事とその親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 常務理事は、会長が定める担当業務を分掌し、執行する。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（顧問の職務）

第26条 顧問は、会長の命を受け本協会の運営に関する助言を行う。

（役員の任期）

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 顧問の任期は、役員の任期同様とする。

（役員の解任）

第28条 理事及び監事並びに顧問は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第29条 理事及び監事並びに顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

（構成）

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の決議した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

（招集）

第32条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 最高経営会議

(構成)

第36条 この法人の円滑な事業を推進するため、会長は理事会の決議を経て、最高経営会議を置くことができる。

2 最高経営会議は会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

3 オブザーバーとして、事務局員、行政関係者の出席を許可する。

(権能)

第37条 最高経営会議は、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 理事会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他理事会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第38条 最高経営会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が最高経営会議を招集する。

(決議)

第39条 最高経営会議の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人の円滑な事業を推進するため、会長は最高経営会議の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、最高経営会議の決議を経て定める。

3 専門委員は会員を対象とした公募制とし、最高経営会議の承認を経て委員を定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は次のとおりとする。

(1) 会費、補助金、負担金及び委託金

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経

て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

（剰余金の分配）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 事務局

（事務局）

第51条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程等は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 雑 則

（委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則	
平成21年	6月26日改正
附 則	
平成24年	5月25日改正
附 則	
平成30年	6月 6日改正
附 則	
令和 元年	6月10日改正
附 則	
令和 5年	6月28日改正
附 則	
令和 6年	6月 4日改正
附 則	
令和 8年	6月24日改正